

令和5年度 鳥栖中学校

「部活動の在り方に関する方針」(概要版)

1 部活動の位置付けと意義

(1) 部活動の位置付け

部活動は、学習指導要領上では「第1章 総則」に下記のとおり位置付けられている。

○中学校学習指導要領(平成29年告示)(抜粋)

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1. 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

鳥栖中学校においては、部活動を学校教育活動の一環として位置付け、その管理のもとで行うものとする。

(2) 部活動の意義

- ① 部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであり、学校教育活動の一環として、共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心をもつ生徒が集い、その能力・適性、興味・関心に応じた活動を通じて、知識や技能の習得を目指し、継続して努力し、充実感や達成感を味わう等、生徒が豊かな学校生活を送る上で大きな意義をもつ。
- ② 部活動は、生徒が学級や学年の枠を越えて、共通の目標を掲げた集団で切磋琢磨する中で、同年の仲間や異学年である先輩や後輩との関係を学ぶ等、自主性・協調性・責任感・連帯感等が養われ、望ましい人間関係や社会的資質を培うために大切な活動である。
- ③ 部活動は、生涯にわたりスポーツや文化及び科学等に親しむ態度を育むとともに、生徒の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを深めるとともに、学校の伝統や特色づくりにも寄与する活動である。

2 保護者との連携

- ① 部活動は、保護者の理解や協力が不可欠であり、部活動顧問は、日頃から信頼関係を築き、活動が充実したものになるよう配慮する。
- ② 校長及び部活動顧問は、保護者の理解や協力を得るため、部活動保護者会や部活動公開を実施する。文化部の活動では、学校公開の機会等を利用するなど、作品や活動の成果を積極的に公開するよう努める。
- ③ 部活動顧問は、年度当初及び新チーム発足時等、時機をとらえて、活動方針等について周知する。また、練習計画等の情報を積極的に提供するとともに、保護者の意見や願いも把握するよう努める。
- ④ 部活動顧問は、練習着やユニフォーム等にかかる費用など経済的負担がある場合は、必要性等に

ついて説明し、同意を得るなど十分に配慮する。

3 大会や試合、コンクール等における移動

- ① 部活動顧問は、大会や試合、コンクール等への参加、または練習試合など、校外で活動する場合は、実施日や場所、引率方法などについて、事前に校長の承認を得る。
- ② 生徒の大会や試合、コンクール等の活動場所までの移動については、公共交通機関を利用する。部活動顧問が運転する自家用車等で生徒を移動させてはならない。
- ③ 生徒の移動について、公共交通機関等での移動ができない場合は、責任と移動手段について保護者に一任する。

4 適切な休養日等の設定

校長は、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準を設定するとともに、各部活動顧問に対し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

① 休養日

- ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。
- イ 平日については、少なくとも1日の休養日を設ける。
- ウ 週休日については、土曜日、日曜日の少なくとも1日以上休養日を設ける。
- エ 大会、コンクール等により、週休日に活動する必要がある場合は、休養日を平日に振替える。

② 鳥栖中学校における共通の休養日

- ア 毎月第1水曜日（「鳥栖市ノー部活デー」）
- イ 毎月第3日曜日（佐賀県教育委員会が定める「県下一斉部活動休養日」）
- ウ 市教育委員会が定める学校閉庁日
- エ 年末年始 12月29日～1月3日
- オ 毎週月曜日。ただし、体育館を使用する部で月曜日が使用日となっている部、及び第1水曜日を含む週の月曜日は除く。

なお、月曜日に部活動を行う場合の完全下校は、16時50分とする。

③ 長期休業中の休養日

- ア 学期中に準じた扱いを行う。
- イ 長期休業の趣旨を鑑み、生徒が家族と過ごす時間や地域行事等へ参加する時間等、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の長期休養期間を適切に設定する。

5 活動時間の基準

① 活動時間

- ア 平日においては、長くとも2時間程度とする。
- イ 週休日及び祝日、休業日においては、長くとも3時間程度とする。

② 下校時刻

- ア 活動時間及び日没時刻を考慮して下校時刻を設定する。
- イ 下校時刻については、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。